

特集

③

農地を守り、農地を生かす

【現地報告】福岡県JA糸島

岩元 泉（鹿児島大学農学部教授）

はじめに

合併して三〇年余を経たJA糸島が二一世紀（二〇〇一年）を六年後に迎えるという平成7年（一九九五）に「ロマンあふれる糸島農業——二一世紀への創造と挑戦」と題する農業振興計画を立案した。現在その実践過程に入っているのであるが、なかなか計画どおりにはいかなかったというのが計画のつねである。しかし、JA糸島では多様な担い手、経営形態が併存するなかで、着実な実践が実を結びつつあるというのも注目される点である。本報告では、JA糸島の計画策定プロセスにかかわり、またいま、その実践過程を見守っている立場から、計画の意図したものを述べ、とくに農地保有

合理化事業の取り組みについて紹介することとする。

JA糸島 農業振興計画

JA糸島農業振興計画は「活力ある人づくり」「魅力ある豊かな地域づくり」「すばらしいものづくり」の三づくり運動を柱として作成されている。従来のものづくりに偏した計画づくりを避け、人づくり、地域づくりを重視したところに特徴がある。このうち、担い手づくり、土地利用計画づくりのうえで重要な役割を果たしたのが、農業振興計画策定の前提として実施された組合員意向調査である。計画策定副委員長であった松尾照和営農部長（当時、現参事）の強力な陣頭指揮によって全

戸回収を目標に取り組まれた結果、この種の調査としては異例に高い八九・一％（三四三七戸）の回答を得た。

この調査によると、将来とも農業に力を入れると回答した農家が六五四戸あった。その平成6年の経営面積は一五一六haであり、平成12年（二〇〇〇年）に経営したい面積は二三〇五haであった。差し引き七八九haが担い手育成に必要な面積となる。一方意向調査から判明した規模縮小農家は一〇五四戸でその縮小面積は三一九haである。これが担い手農家に集積されることを前提としても七八九haと三一九haの差、四七〇haは新たに掘り起こしが必要な流動化面積となる。このための方策が必要である。

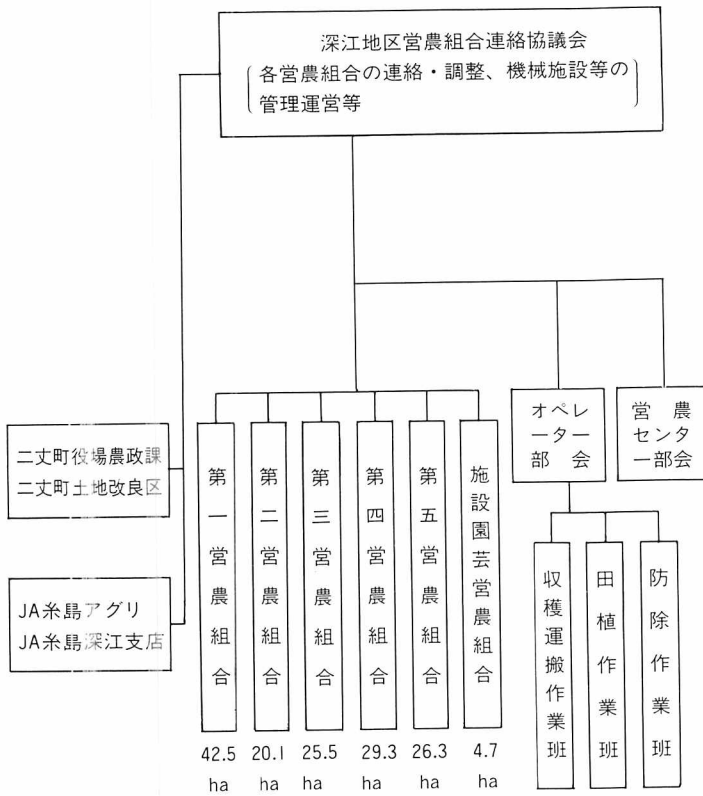
さらに、現在の全体面積は四五三一haであり、平成12年に現状維持部

分も含めて経営される面積は三八一九haであるという結果が出た。これは糸島農業が守るべき最小の面積である。JAは農家の営農意向をふまえてこれだけは守るべき農地として維持しなければならない。そうすると将来の担い手農家が経営する面積二二〇五haと守るべき面積三八一九haの差、一五一四haは担い手以外の形態で守らなければならないことになる。ここに集落営農等の組織化農業が位置づけられることになった。

計画の具体化

農業振興計画の具体的方策では、集落営農の六つのモデルタイプを示すとともに、すでに具体化がすすんでいた農事組合法人「さなぼり組合」と二丈町の「深江地区営農組合」の二事例をあげた。さなぼり組合は、全国三番目の特定農業法人指定を受けた九州ではほとんど例をみない土地利用型の集落営農法人である。さなぼり組合では組合で販売する米を独自ブランドの「さ

図 深江地区営農組合組織体系図



資料：二丈町役場資料

二丈町深江地区の取り組み

もう一つの事例であるJA糸島管

なぼり米」として販売することになったが、JAは集落営農を育成するという方針のもと、カントリエレーターの貯蔵ビンを「さなぼり米」専用に利用する措置をとった。

内の福岡県二丈町深江地区の場合は、高齢化や担い手不足に対処し「儲かる農業」をキャッチフレーズに「一圃区・一農場制」による営農集団の構想を打ち出したことを契機としている。それに基づいて二丈町役場は、①圃場整備事業、②構造改善事業、③営農集団形成の三つの事業に取り組んだ。

本地区の圃場整備事業は、一圃区

を三・五haの同一均平な圃場に整備する低コスト型大区画圃場整備事業で、一五四haの事業面積を五つの工区にわけ、平成3年度から7年度まで五か年で完了した。事業面積のうち一四三・七haは高生産性農業区としてそれぞれにブロック営農組合が設立された。また、四・七haを集約農区として施設園芸営農組合が設立された。

また、農家負担の軽減を図るために、二世紀型モデル整備事業に取り組んだ。町役場は、圃場整備の進捗とあわせて深江地区を対象に「農業農村活性化農業構造改善事業」に取り組んだ。このなかで、ブロック営農組合の上部組織である深江地区営農組合連絡協議会を事業主体として、活動の拠点となる地域営農センター建設と農業機械の整備を行った。

この事業を実際に行うにあたって総合的に解決すべき課題は以下のようであった。

① 関係集落が一九集落（農事組合）にも及ぶため、その効率的

な合意形成の方法（地権者は三一人）

- ② 中核的担い手農家への農用地利用集積の方法
- ③ 経営移譲年金受給者が支給停止にならないための解決方法
- ④ 相続税納税猶予農地の取り扱
- ⑤ 生産調整への対応方法
- ⑥ 大型農業機械導入にあたっての効率的な利用方法

二つの大きな仕掛け

前記の課題をクリアするため、二つの仕掛けが必要であった。一つは農地保有合理化事業である。二つ目は営農組合の設立である。農地の利用集積を図るためには、特定の生産者または営農集団に農地を貸し付けるか、委託をしなければならぬが、その際に農業者年金制度および農地の納税猶予制度との関連が問題となる。これらの制度による特定農地の権利移動が、当時認められていなかったからである。そこでJAに

よる農地保有合理化事業を利用する農用地の利用集積が構想された。二丈町においても農業経営基盤強化法による市町村構想を7年3月に作成し、JA糸島を農地保有合理化法人と認定した。

もう一つの仕掛けは一九の集落別農事組合を解体し、各関係農家は五つのブロック営農組合に属することとしたことである。つまり営農組合を集落単位ではなく、属地的な集団に再編成しようとしたことである。

JA農地保有 合理化法人による 土地利用調整の実際

深江地区で8年から行われた土地利用調整においては、三一人の地権者のうち、一括利用権設定を行ったものが二八九人、一四〇・四二haあったのに対して、二四人、八haが対象外となった（そのうち四人は農地の生前一括贈与の納税猶予対象となっており、二〇人は農業者年金の経営移譲年金受給対象で他県からの入作者で

あった。

一方、JA糸島は二八九人の地権者から一括利用権の設定を受け、それを一七人の耕作者に再委託した。再委託した耕作者のうち、当該深江地区内の耕作者は六八人、地区外で町内在住者が三八人、町外在住者が二人であった。入作が相当程度にすすんでいることがわかる。

JAの取り組みと役割

一挙に一四〇ha余りの土地利用調整を実施したこの事業推進にあたって

表 農地保有合理化事業による
利用権再設定状況

	耕作者数	耕作面積ha
耕作面積が10a以上増加した者	43	98.55
うち1ha以上増加した者	18	74.54
耕作面積が10a以上減少した者	6	1.75
平行移動農家 (現状維持農家)	78	40.1

資料：高武孝充・岩元泉「JA糸島による農地保有合理化事業」(1996年度九州農業経済学会大会個人報告資料)
(注)原資料はJA糸島資料である。

ては、役場農政課、農業委員会、JA糸島の密接な連携と研究、検討が行われた。JA糸島は、農地保有合理化法人の資格取得に際して営農企画係長を担当者として農地保有合理化事業推進に専念させた。

JAが農地保有合理化法人として土地利用調整に介入するために営農組合は料金徴収と各種の支払いのズレで生じる運転資金の心配をしなくてもよくなった。これだけ大規模の利用権の流動化では料金の出入りはかなりの金額になる。JAの代金決済機能が作用しているわけである。

また、膨大な事務量をコンピューター処理するシステムづくりを行った。これまで役場農政課、農業委員会が行ってきた業務をJAが肩代わりすることになる。それだけではない。①農地の利用権の調整、②営農組合による作業受託の配分、③小作料と委託料、オペレーター賃金の精算、しかも小作料は、現物、現金、現物+現金に区分されている。④転作の調整など、営農組合にかかることも必然的にこの業務に関連するため、一

緒に処理せざるをえない。しかも現在、利用権設定と調整への手数料は取っていない。したがって農地保有合理化事業は、JAの事業としては経費のみがかかることになっているのである。このことによって地域の農地が農地として守られ、効率のよい農業経営が営まれるようになり、JAへの信頼感が高まるという波及的效果を期待しているのである。

JAにとっての 土地利用調整の意義

農地保有合理化事業を営農指導事業の一環と考え、JA糸島の農業振興計画を実現するための手段であるとするならば、前記の費用は営農指導事業にかかるコストであり、元来の営農事業コストと何ら変わりはない。しかし、これをJAの経済事業と考えるとコストは問題となる。あくまでも営農指導事業の一環として考え、そのもたらすJAへの信頼感と農地の保全効果を事業効果とすべきであろう。(いわもと・いずみ)

参考文献

JA全中『総合的地域づくりと地域農場システム』(一九九七年)